



国際交流・多文化共生の扉

国際交流・多文化共生室 ☎0201



姉妹都市とのつながり ～ Ka pilina (※1) ～

■ 姉妹都市ハワイ郡

廿日市市の姉妹都市の1つであるハワイ郡とは令和6年4月に姉妹都市提携を結びました。明治18年から「官約移民」としてハワイへ渡った人は、広島県では約1万人と全国で最も多く、ハワイ郡にも2つの広島県人会があります。

現在、日本国内では廿日市市を含め、鳥取県湯梨浜町など、7つの自治体がハワイ郡と姉妹都市になっています。



■ ハワイ郡を訪問しました

5月にハワイ郡で姉妹都市プレサミットが行われ、廿日市市からも職員が参加しました。空港では、ハワイ郡の関係者や、廿日市市にルーツを持つ広島県人会の皆さんなど、多くの人が集まり、横断幕を広げて温かく出迎えてくれました。現地では、コナワイナ中学校（※2）を訪問し、今後の青少年の相互交流に向けて、お互いに協力することを確認し、日本語の授業なども見学しました。

（※1）[ka pilina] はハワイ語で「絆」「つながり」を意味します

（※2）コナワイナ中学校は、昨年6月に廿日市市を訪れました



■ 姉妹都市に思いを寄せて

ハワイ郡の郡域はハワイ島全域で、世界有数の活火山であるキラウエア火山などを有する自然豊かな島です。美しい海や雄大な自然で知られる一方、火山噴火や地震、津波などの自然災害と隣り合わせです。

ハワイ郡では日本時間の5月23日にM6.0の地震を観測し、島の各地で被害が発生しました。キラウエア火山の噴火も続いており、私たちと同じように、自然災害への備えが日常生活の一部となっています。

海外での大きな自然災害などのニュースを見たとき、その地域で暮らす人々のことにまで思いを巡らせることはあまりないかもしれません。

遠く離れた地域で起きている出来事に関心を持ち、お互いの文化や暮らしを知ること、大切な姉妹都市交流の1つです。

今後も姉妹都市に、関心を持ってもらえるよう情報を発信していきます。

姉妹都市交流に関して詳しくはこちら▶



▲キラウエア火山の様子



▲コナワイナ中学校の日本語クラスの様子

8月から 高額療養費制度が 見直されます

高額療養費制度とは、1カ月（同じ月内）に病院などで治療を受けたときに支払う医療費（一部負担金）が、自己負担限度額を超える場合、申請により、保険者から超えた部分が払い戻される制度です。自己負担額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。

☎ 高額医療費制度見直しなどに関するコールセンター
☎0120(617)111 (9時～18時・日曜日、祝・休日を除く)

高額療養費制度の見直し

公的医療保険制度の持続可能性の確保のため、令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施される予定です。次の表は令和9年7月までの内容となります。自身の適用区分は、マイナポータル、資格確認書（後期高齢者医療制度のみ）、限度額適用認定証などで確認してください。

詳しくは、厚生労働省のホームページから確認してください▶



主な
変更点



月額自己負担限度額の引き上げ



年間上限額の新設

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 （世帯ごと） ＜多数回該当＞※1	入院+外来 【年間上限】※2 （世帯ごと）	外来 （個人ごと） ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	27万3,000円 ●医療費が90万1,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ＜14万1,000円＞	168万円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	17万9,100円 ●医療費が59万7,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ＜9万3,000円＞	111万円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	8万5,800円 ●医療費が28万6,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ＜4万4,400円＞	53万円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	6万1,500円 ＜4万4,400円＞	53万円 ※3	月額上限2万2,000円 （年間上限21万6,000円）
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	3万6,900円 ＜2万4,600円＞	29万円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	2万5,700円 ＜2万4,600円＞	29万円	月額上限1万1,000円 （年間上限9万6,000円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 【70歳以上】	1万5,700円	18万円	月額上限8,000円

※1 ＜＞内の金額は、過去12カ月間に、4回以上高額療養費の該当となった場合の4回目以降の限度額です

※2 年間上限は、8月～翌年7月の1年間で計算します

※3 年収200万円未満であることが確認できた場合、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなる予定

※7月15日の記事作成時点では、関係政令が公布されていないので内容が変更となる場合があります